

壱岐市農業委員会定例会（平成29年4月）  
議 事 録

1. 開催日時 平成29年4月25日（火） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会会長 外 農業委員 17名
4. 欠席委員 …… 番 …… 委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …… 番 …… 委員 …… 番 …… 委員
  - 第2. 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第21号 非農地証明願について  
議案第22号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する  
意見について  
議案第23号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対  
する意見について  
議案第24号 平成29年度農用地地用集積計画について（第1回）

7. その他

---

開 会 （ 午 前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。先月は懇親会に多数ご出席を頂きまして、ありがとうございました。それでは、定刻になりましたので、只今から平成29年4月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …… 委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中18名で定数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、これより議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番 …… 委員、…番 …… 委員をお願いをいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買、贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それから、農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

14番 土地の所在

勝本町北触字打田・・・・・・・・畑 1, 175㎡

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が11,432㎡ 畑が3,158㎡ 計14,590㎡です。

申請理由、譲渡人、譲渡人の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具はトラクター、耕運機、田植機、軽トラックです。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人60年です。通作距離は50mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、野菜を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月21日に・・委員さんと譲り受け人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員よろ

しくをお願いします。

・・委員  
議長

議長。  
はい、番・委員。

・・委員

地区担当の・・・でございます。内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。21日に事務局と・・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。この農地は、・・・さんが、親から平成15年に相続されましたが、管理もできないような状態であります。お隣の・・・さんが譲り受けて耕作するとのことでした。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご意見ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようでございますので、議案第19号14番は決定いたします。続きまして15番の説明を求めます。

事務局

はい、15番 地目につきましては、現況地目を読み上げます。

土地の所在、

芦辺町諸吉二亦触字元林・・・・・・・・	畑	6 1 7 m <sup>2</sup>
同じく・・・・・・・・	畑	4 6 9 m <sup>2</sup>
芦辺町諸吉二亦触字小田崎・・・・・・・・	田	3 9 9 m <sup>2</sup>
同じく・・・・・・・・	田	3 8 7 m <sup>2</sup>
芦辺町諸吉二亦触字椎ノ木川・・・・・・・・	田	7 1 9 m <sup>2</sup>
芦辺町諸吉二亦触字鹿ノ崎・・・・・・・・	田	1, 8 1 4 m <sup>2</sup>
同じく・・・・・・・・	田	1, 1 9 9 m <sup>2</sup>

田が5筆で4, 5 1 8 m<sup>2</sup>、畑が2筆で1, 0 8 6 m<sup>2</sup>計7筆の5, 6 0 4 m<sup>2</sup>

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が4, 5 1 8 m<sup>2</sup> 畑が1, 0 8 6 m<sup>2</sup> 計5, 6 0 4 m<sup>2</sup>です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。

譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・野菜です。農機具は、トラクター、耕運機、軽トラックです。田植機は共同のものを利用してあります。稲刈は委託をされてあります。農作業暦は本人、妻共に3年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 地区担当の・・・です。内容につきましては、只今、事務局からのご説明の通りでございます。21日に事務局と・・・さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。親子関係で、後継者に譲るという事でございます。問題はないと思いますが、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号15番も決定いたします。続きまして16番の説明を求めます。

事務局 はい、16番 土地の所在、

芦辺町中野郷本村触字中ノ尾	畑	739㎡
同じく	畑	1,103㎡
同じく	畑	808㎡
同じく	畑	901㎡
同じく	畑	718㎡
芦辺町中野郷本村触字小山	田	2,405㎡
同じく	田	884㎡
同じく	田	1,022㎡
同じく	田	813㎡
同じく	田	201㎡
同じく	田	898㎡
芦辺町中野郷東触字藤勢	田	2,360㎡
同じく	田	1,025㎡
芦辺町住吉山信触字田川	田	1,804㎡

田が9筆で11,412㎡、畑が5筆で4,269㎡計14筆の15,681㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が11,412㎡ 畑が4,269㎡ 計15,681㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者へ生前贈与する。譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻、飼料です。農機具は、トラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人が23年です。これらの状況から、全体的な有効利用、

効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

4月21日に・・・委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 21日に事務局2名と現地を確認しました。これは親子に移動ですので、別に問題はないと思いますが、今までどおり畑については、自家用野菜、その残りは畜産農家でもありますので、牛の飼料を作るという事です。田については、食用稲1筆と後はWCS、また裏作に飼料を作るという事で何ら問題は無いと思います。ご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第19号16番も決定いたします。続きまして、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

郷ノ浦町庄触字犬川・・・・・・ 田 496㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 現在の住まいが老朽化し、狭隘であるので父母と同居し介護するため、バリアフリーの居宅を建築したい。というものです。権利の設定内容は贈与です。農用地区域除外は今年の3月24日に県の同意を得て完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断いたしております。位置図、写真、配置図は4頁から6頁です。4月21日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番委員。

・・委員 ・・・・担当の・・・です。内容につきましては、只今、事務局からの説明の通りでございます。21日に事務局と・・・さんとの立ち会いのもと、現地確認をいたしました。今の宅地の裏山が高さ8m位あるそうです。建築許可をとるには、前に住居を出さなければならないという事で、外の建物もありまして、そのスペースも確保できない。また駐車場もとれないような状態がありますので、新規に自宅の前にある田んぼを利用して、3世代住宅を建てたいということでございます。皆さんのご審議の方よろしくお願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようでございますので、議案第20号はその旨意見を付して進達いたします。続きまして、議案第21号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (壱岐市非農地証明にかかる交付基準について説明)

議案第21号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

芦辺町湯岳本村触字屋坂・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地  
面積 47㎡

転用目的 住宅用地

申請人、・・・・・・

申請理由 平成9年12月に植栽物への防風及び景観向上を図るため土塀を建設し現在に至っている。というものです。位置図、写真は8頁から9頁です。4月21日に・・・委員さんと申請人の子供さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、番委員。

・・委員 事務局が申しますとおり21日に現地を確認いたしました。見てのとおり現況は9頁のとおりでございます。皆さんのご審議をお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようでございますので、議案第21号の1番は決定いたします。続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 2番 土地の所在

芦辺町箱崎諸津触字天ノ川・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積  
171㎡

転用目的 農業用倉庫

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成12年1月に農業用倉庫が必要となり、建築し現在に至っている。というものです。位置図、写真は10頁から11頁です。4月21日に・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。事務局と一緒に21日に現地を確認いたしました。本人の・・さんは半農、半漁で漁師も兼ねておられますので、その日は沖にいかなければならないが、良いでしょうかという事でありましたので、奥さんが立ち会われれば問題無いと思いますという事で、奥さん立ち会いの下、現地確認をいたしました。ここに理由が書いてありますように12年の1月に農業用倉庫が必要となるという事は、トラクターをその時買われて、トラクターの格納庫並びに農業用倉庫が必要となったという事です。その時はお父さんの名義でありましたので、お父さんの了解を得て建てたが、中々名義が変えられなかったという事で現在に至りまして、今回、・・さんの名義になりましたので、こういう申請が出ております。皆様方のご判断をよろしくお願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号の2番も決定いたします。続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 3番 土地の所在

石田町久喜触字今井崎・・・・・・・・ 台帳地目 畑

現況地目 雑種地 面積 110㎡ 転用目的 駐車場

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成10年4月頃から畑と知らずに駐車場として利用し現在に至っている。というものです。位置図、写真は12頁から13頁です。本来ならば・・委員さんの担当地区であります。現地調査時は入院されておりましたので、4月21日に・・委員さんと申請人の義理の娘さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局の方が説明されたとおりです。平成8年位の時、この場所の前が川でありまして、防火の関連から川に蓋をして、道になった訳です。その時に、この場所を資材置場として借り受けて後、整地をして戻したんですけど、前の川が道になったもので、車が止められるという事で駐車場として使

われていたようです。その下にも畑がありますが、同じような状況になっておろうかと思っておりますので、何ら問題はないと思っておりますので、皆さんのご審議の方よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第21号の3番も決定いたします。続きまして、議案第22号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、14頁をお願いします。

議案第22号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

3番 土地の所在、

郷ノ浦町牛方触字津ノ上・・・・・・・・畑 1, 212㎡

除外目的、店舗用地

申請人、・・・・・・・・

申請理由、9年前に土地を借りて美容室を建築し経営を行っていますが、地代が毎月発生しているため、自宅前である申請地に店舗を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は17頁から19頁です。4月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 地区担当の・・でございます。今、説明があったとおり21日に事務局と本人・・さんの立ち会いのもと、現地の確認をいたしました。申請地は写真のとおりでございます。場所としては共済組合の裏、山手の方になります。申請地の奥には、数年前に自宅を建築されております。また、今回も今説明があったとおり前の用地に美容室を建築したいという意向であります。近隣の方のお話を聞いても何ら問題はないと、そのまま逆にされていると山林化してしまう恐れもあるという意見も出ておりましたので、皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の3番はその旨回答いたします。続きまして、4番の説明を求めます。

事務局 4番 土地の所在、

郷ノ浦町小牧西触字山坂・・・の一部 田 1, 864㎡のうち548㎡。

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に居宅及び農業用倉庫を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものでありますが、現地を確認に行きました所農業用倉庫については、また、別途別の場所にというようなお話しもありましたので、今回は居宅だけという事でございました。今面積が548㎡となっておりますが、必要最小限の面積で返して行きたいと思っております。

位置図、写真、配置図は20頁から22頁です。4月21日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今、事務局が説明したとおりでございますけれども写真で見てお分かりと思いますが、今現在南瓜を作っております。それと彼は若い後継者ですけども今後ここに牛舎を建てたいという事でございます。今説明のように申請の除外をして、今後、どうなるかというのを見てみたいと思っております。以上が説明でございます。よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の4番もその旨回答いたします。続きまして次の5番でございますけど、5番は・・・委員の関係の案件でございますので、会議規則第15条に従いまして、退席をお願い致します。

----- (・・・委員退席) -----

事務局の説明を求めます。

事務局

5番 土地の所在、

郷ノ浦町志原南触字須五六・・・・・・・・畑 499㎡

除外目的、住宅用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、・・・氏より、住宅用地として買い受けたいとの要望があり内諾をしておりますが、申請地が農用地区域であるため、除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は23頁から25頁です。4月21日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら関連委員。

・・・委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 ・・・です。本来ならば、委員さんの担当地区であります。議事参与の制限により委員さんが退席をされておりますので、代わりまして簡単に補足説明をさせていただきます。21日に事務局とさん立ち会いの下、現地を確認いたしました。現在、さんは、壱岐市家畜診療所におきまして、一番若手として学校を出て直ぐこちらに就職をされ活躍されております。申請地に自分の家を建築したいとの事でありましたので、皆様方のご審議をよろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の5番もその旨回答いたします。

----- (委員入席) -----

続きまして、6番の説明を求めます。

事務局

6番 土地の所在、  
勝本町西戸触字西戸・・・・・・畑 1, 088㎡  
除外目的、住宅用地  
申請人、・・・・・・

申請理由、・・・・より、住宅用地並びに進入路として買い受けたいとの要望があり、内諾をしておりますが、申請地が農用地区域であるため、除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は26頁から28頁です。4月21日に委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 担当の・・・です。お願いします。只今説明がありましたように21日に地権者の・・・さんと事務局の立ち会いの下に現地確認を行っております。ご覧のとおりこれは道下の一寸奥まった所の土地でございます。進入路等々も必要でございますので、このような面積になっております。合併浄化槽も付けられて排水的にも問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議をお願いします。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第22号の6番もその旨回答いたします。続きまして、7番の説明を求めます。

事務局

7番 土地の所在、  
芦辺町深江本村触字矢作・・・・の一部 畑 375㎡のうち 45㎡。  
同じく・・・・・・の一部 畑 3, 353㎡のうち442㎡。

同じく . . . . . の一部 畑 7 4 6 m<sup>2</sup>のうち 8 8 m<sup>2</sup>。

計 3 筆で 5 7 5 m<sup>2</sup>

除外目的、住宅用地

申請人、. . . . .

申請理由、申請地に住宅用地並びに住宅地への進入路として、造成計画をしておりますが、申請地が農用地区域であるため、除外を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は 2 9 頁から 3 2 頁です。4 月 2 1 日に . . 委員さんと申請人のおじさん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

. . 委員 議長。

議長 はい、. . 番 . . 委員。

. . 委員 地区担当の . . でございます。内容につきましては、只今、事務局からのご説明の通りでございます。2 1 日に事務局と建築士である申請人のおじの赤木稔さん立ち会いのもと、現地を確認いたしました。申請人は、住宅を借りておりますが家族も増えたため、おばあさんの農地を譲り受け、住宅及び進入路として利用するとのこととあります。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第 2 2 号の 7 番もその旨回答いたします。続きまして、議案第 2 3 号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、3 3 頁をお願いします。

議案第 2 3 号 「壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条同法施行令第 1 0 条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

2 番 土地の所在、

石田町石田西触字大原 . . . . . の一部 田 1, 9 6 0 m<sup>2</sup>のうち 7 1 m<sup>2</sup>

変更の内容、農業用施設用地

申請人、. . . . .

申請理由、申請地を繁殖牛の堆肥一時保管所として利用したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は 3 4 頁から 3 6 頁です。4 月 2 1 日に . . 委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。この場所を一寸仮置き場にして、畑に還元したいという事でしたので、何ら問題はなかろうかと思えますけど、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますけど、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号の2番はその旨回答をいたしたいと思えますが、一寸、・・委員さん私からお聞きしたい事がございます。これは屋根かなんか付けられる訳ですか。

・・委員 雨の時は、シートをかけるというような事でした。

議長 と申しますのは、前から堆肥等においては、産廃のように色々規制がされて地域住民からの苦情が出るのがちょいちょいあるものですからその点だけは、ちゃんとして頂きたいと思ひまして。

・・委員 それは、行うとの事でした。

議長 はい、わかりました。それでは、議案第23号2番はその旨回答をいたします。続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 3番 土地の所在、

石田町池田西触字井鯉坂・・・・ 畑 836㎡

変更の内容、農業用施設用地

申請人、・・・・

申請理由、申請地に牛舎、屋根付放牧場を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は37頁から39頁です。本来ならば・・委員さんの担当地区でありますけど、現地調査時は入院されておりましたので、4月21日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・委員さんの代理で参りまして、本人立ち会いの下、現地を確認いたしました。特に雨の雨が放牧場として利用出来ないという事で、ハウスを建てて家だけ屋根をかけて出したいという事でしたので、周辺農地への影響はないかと思ひますので、ご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号の3番もその旨回答いたします。続きまして議案第24号「平成29年度農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、40頁をお願いします。

議案第24号 「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度1回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は39件、借手が28人、貸手が38人です。田が46筆で54,836㎡、畑が38筆で40,795㎡、合計が84筆の95,631㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回この一連につきましては、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、41頁から43頁に掲載しております。よろしく願いいたします。

議長

はい、ただ今の説明のように、皆様方の署名、押印を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第13号も決定いたします。皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。